

都市公園内有料スポーツ施設ネーミングライツ付与契約書（案）

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇【パートナー企業】（以下「乙」という。）は、甲が管理する有料スポーツ施設に係る、有料スポーツ施設ネーミングライツ（以下「ネーミングライツ」という）を乙に付与するに際し、次のとおりネーミングライツ付与契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツに係る愛称の命名権について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

甲は、乙から支払われる契約料を公園の維持管理に活用するため、ネーミングライツ事業を実施し、乙は、甲の事業目的に賛同して、契約料（協賛金）を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

（ネーミングライツ）

第2条 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の有料スポーツ施設を対象とするものとする。

対象有料スポーツ施設 正式名称	所在
△△△野球場、運動場、庭球場	▽▽▽区▽▽▽

2 乙は、事前に甲に提案し、甲に承認を得た名称（以下「本件名称」という）を対象有料スポーツ施設の正式名称（△△△野球場、運動場、庭球場）の公園名部分（△△△）を含む愛称として命名することができる。

本件名称	愛称
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ △△△野球場、運動場、庭球場（※）

（※）グラウンド、スタジアム、テニスコート等、野球場、運動場、庭球場とわかるものであること

3 乙は、第5条第1項の規定に基づき、対象有料スポーツ施設に本件名称を含む愛称に係る愛称表示を設置することができる。

4 乙は、有料スポーツ施設に係るネーミングライツの保有者であることを、乙の管理する媒体（ホームページ）、新聞、雑誌等出版物等で標榜することができる。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は3年間とし、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 乙の愛称表示開始日は、令和7年4月1日以降とする。

（契約料と支払等）

第4条 本契約に基づく契約料は、1年間当たり金〇〇〇〇〇〇円（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

- 2 乙は、前項に定める契約料を、甲が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとする。
なお、納付方法は年度ごとに、甲の請求に基づき、各年度分を4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）まで一括して前納することを基本とする。ただし、契約年度分の納付期限については、甲が請求を行った日から2週間以内を原則とする。
- 3 乙が、前項の納付期日までに契約料を納付しないときは、甲は、延滞期間に応じ、契約料に税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年3月19日条例第12号）に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。
- 4 甲は、徴収した契約料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。

（愛称の表示）

- 第5条 乙は、△△△野球場、運動場、庭球場の施設に愛称表示を設置することができる。ただし、愛称表示の設置費用は、乙の負担とする。
- 2 愛称表示の設置後、本契約が終了するまでの期間について、乙は、（別添「有料スポーツ施設愛称表示及び設置施設の維持管理に関する条件（案）」を満たす）維持管理計画書を提出の上、乙の責任と費用負担により、愛称表示を維持管理しなければならない。また、乙は、この維持管理計画書に基づき、各年度の維持管理等の内容についてまとめた維持管理報告書を、翌年4月末日までに甲に報告するものとする。
 - 3 乙は、愛称表示の全部又は一部が汚損、軽微な損傷により、清掃、補修が必要と判断した場合は、速やかに清掃、補修を実施すること。
ただし、水拭き以外の清掃や、清掃・補修に当たりその範囲を占有する必要がある場合においては、本市と協議の上、その指示に従うこと。
 - 4 愛称表示のデザインは別図のとおりとし、設置場所及び仕様等の詳細について、乙は、事前に甲の承認を受けるものとする。
 - 5 事故その他の事由により対象有料スポーツ施設が損傷し、愛称表示が判別不能となった場合、乙は、第1項の規定に基づき、再度愛称表示を設置することができる。
 - 6 乙は、甲から、点検、清掃、補修の指示があった場合は、その指示に従い対応すること。
 - 7 甲は、乙と協議のうえ、乙に対し、第2項に基づき提出のあった維持管理計画書に記載された内容以外の維持管理に関する対応を求めることができる。
 - 8 乙は、独立した工作物の設置に当たり、公園施設設置許可を受けた場合は、設置・維持管理等の全てにおいて当該許可に付された条件に基づき行うものとする。

（名称の変更）

- 第6条 乙は、本契約期間中、本件名称を変更することはできない。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に説明し、甲の同意を得た場合は、この限りではない。
- 2 前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

（ネーミングライツの放棄・返戻）

- 第7条 乙は、自己の都合により第3条に定める契約期間の満了前にネーミングライツの放棄、返戻を申し入れる場合には、4ヶ月前までに書面により甲に申し出るものとする。
- 2 乙による前項の規定による申し出がなされても、甲は、納付済みの契約料は還付しない。

(知的財産権)

- 第8条 乙が、本件名称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。
- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲・乙協議により別途定める。
 - 3 本件名称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決し、甲は一切の責任を負わないものとする。
 - 4 本件愛称表示に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決し、甲は一切の責任を負わないものとする。
 - 5 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員を支払った場合は、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払う。

(損害賠償)

- 第9条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(本契約の解除)

- 第10条 甲は、乙に次のような事由があるときは、何らの催告なく本件契約を解除することができる。
- (1) 乙から、指定する期日までに契約料の納付がないとき
 - (2) 乙に、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
 - (3) 乙について、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始の申立てがなされたとき
 - (4) 乙に社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき
 - (5) 乙に、この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき
 - (6) 乙が、本市に重大な損害又は危害を及ぼしたとき
 - (7) 乙が、大阪市建設局公園施設ネーミングライツ実施要領第4条の各号に規定する規制業種又は事業者等に該当すると認められたとき
 - (8) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき
- 2 甲は、災害や公園管理上の問題等で業務上緊急的にやむを得ない事由がある場合には、乙に通知することなく本件契約を解除することができるものとする。

(原状回復)

- 第11条 乙は、本契約の期間満了により本契約が終了する場合には、契約期間満了までに自らの責任と費用負担により愛称表示を除却し、本契約第5条第1項に基づき愛称表示を設置する前の時点における公園施設の状態に復旧するものとする。
- 2 ネーミングライツの放棄・返戻、本契約の解除があったとき、乙は、甲が指定する期日までに、自らの責任と費用負担により愛称表示を除却し、本契約第5条第1項に基づき愛称表示を設置する前の時点における公園施設の状態に復旧するものとする。

- 3 甲は、乙が前2項に定める愛称表示の除却及び復旧に応じないときは、甲において愛称表示を除却することができる。
- 4 前項により甲が愛称表示を除却したときは、乙は甲に対し、甲による除却に要した費用及び除却した乙所有の物品の保管に要した費用の全額を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(疑義等に関する協議)

第13条 本契約の内容に関し、契約に定めのない事項または疑義が生じた場合については、甲・乙協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第14条 甲及び乙は、本契約に関する一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすることに合意する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟4階

大阪市
契約担当者
大阪市建設局長

乙 事務所所在地

パートナー企業名

代表者氏名